

- 議案第59号 守口市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例案  
○議案第60号 守口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案

□□□審議経過□□□

＝総務建設委員会委員長報告＝

それでは、議案第59号及び議案第60号について、一括してご報告申し上げます。

本2議案は、いずれも地方公務員の臨時・非常勤職員の適正な任用等を確保する目的で、地方公務員法及び地方自治法が改正され、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴うものであり、議案第59号は、関係条例について所要の改正を行おうとするもの、また、議案第60号は、会計年度任用職員の給与等の支給について、新たに条例を制定しようとするものであります。

本委員会といたしましては、審査を行いました結果、会計年度任用職員制度を適切に運用しつつ、よりよい人材を確保し、市民サービスの維持・向上に努められたいとの希望意見を付し、両議案ともに、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。